令和８年　９月　７日開会
令和８年　　月　　日閉会

令和８年第３回北広島市議会定例会

議　　案　　書

北　　広　　島　　市

議　件

同意案第１号	教育委員会委員の任命について
議案第　１号	北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北広島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　２号	北広島市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第　３号	北広島市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例について
議案第　４号	財産の取得について
議案第　５号	令和８年度北広島市一般会計補正予算（第３号）
議案第　６号	令和８年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第　７号	令和８年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第　８号	令和８年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

同意案第１号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　宮北早苗（みやきたさなえ）

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

宮北早苗委員の任期満了（令和８年９月３０日）に伴い、引き続き任命するものです。

議案第１号

北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
及び北広島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例について

北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和５５年広島町条例第３号）及び北広島市職員の旅費に関する条例（昭和４４年広島町条例第１７号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北広島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条　北広島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年広島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第3条　略 2　前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、その額は、別表に定める額(常勤の職員が非常勤の職員を兼ねている場合は、その本職相当の額)とする。 3　略	(費用弁償) 第3条　略 2　前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、別表に定める額(常勤の職員が非常勤の職員を兼ねている場合は、その本職相当の額)とする。 3　略

(北広島市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条　北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章　総則(第1条―第5条) 第2章　旅費の種目及び内容 第1節　通則(第6条―第8条) 第2節　交通費(第9条―第13条) 第3節　宿泊費等(第14条―第16条) 第4節　転居費等(第17条―第19条) 第5節　その他の種目(第20条・第21条) 第3章　雑則(第22条―第28条) 附則	
(趣旨) 第1条　この条例は、公務のため旅行する北広島市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する職員及び第3項中常勤の特別職の職員(以下「職員」という。))及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条　この条例は、公務のため旅行する北広島市職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する職員及び第3項中常勤の特別職の職員(以下「職員」という。))及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)　略 (3)　出張　職員が公務のため一時その勤務場所(任命権者又はその委任を受けた者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者又はその委任を受けた者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4)　略 (5)　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合に	(用語の意義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)　略 (3)　出張　職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4)　略 (5)　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合に

改正後	改正前
おいて、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。	おいて、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
(6)　家族　内国旅行にあっては、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては、職員の配偶者及び子で主として職員と生計を一にするものをいう。	(6)　扶養親族　内国旅行にあっては、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
(7)　略	(7)　略
(8)　旅行役務提供者　旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。	
	2　この条例で「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。
(旅費の支給) 第3条　略	(旅費の支給) 第3条　略
2　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(5)　略	2　職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(5)　略
3　職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。	3　職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは法第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
4　略	4　略
5　第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。	5　第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
6　第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給	6　第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給

改正後	改正前
を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる。	を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる。
7　第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	
(旅行命令等) 第4条　略 2及び3　略 4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。	(旅行命令等) 第4条　略 2及び3　略 4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
5　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。	
6　略	5　略
(旅行命令等に従わない旅行) 第5条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2及び3　略	(旅行命令等に従わない旅行) 第5条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2及び3　略
第2章　旅費の種目及び内容 第1節　通則	
(旅費の種目) 第6条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。	(旅費の種類) 第6条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

改正後	改正前
	2　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 3　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 4　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 5　車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。 6　日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。 7　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 8　移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。 9　着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。 10　扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。 11　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 12　支度料は、外国への出張について、定額により支給する。 13　旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。 14　死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。
(旅費の計算) 第7条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第9条から第21条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	(旅費の計算) 第7条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
	第7条の2　旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。 2　前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
	第8条　旅行者が、同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在

改正後	改正前
	する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2　同一地域に滞在中一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。 第9条　私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。 第10条　1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。 第11条　旅行中年度の経過、職種の変更等により旅費額を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分とそれ以後の分と区分して計算する。
（旅費の請求手続） 第8条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。	（旅費の請求手続） 第12条　旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要事項を記入し、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。
2及び3　略	2及び3　略
4　支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しな	

改正後	改正前
かった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。	
5　第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。	
6　前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。	
7　第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。	4　第1項に規定する請求書及び記載事項並びに前2項に規定する期間は、市長が別に定める。
第2節　交通費	第2章　内国旅行の旅費
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第9条　鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。	第13条　鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。
(1)　運賃	(1)　運賃の等級を区分して運行する線路については、上級の運賃
(2)　急行料金	(2)　運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
(3)　寝台料金	(3)　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、急行料金
(4)　座席指定料金	(4)　座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
(5)　特別車両料金	
(6)　前各号に掲げる費用に付随する費用	
2　前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(常勤の特別職の職員が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された	2　前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

改正後	改正前
鉄道により常勤の特別職の職員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。	(1)　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの(新幹線にあっては、その乗車に要する料金) (2)　普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの 3　第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
(船賃) 第10条　船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1)　運賃 (2)　寝台料金 (3)　座席指定料金 (4)　特別船室料金 (5)　前各号に掲げる費用に付随する費用 2　前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(常勤の特別職の職員が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により常勤の特別職の職員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。	(船賃) 第14条　船賃の額は、旅客運賃により鉄道賃の例に準じこれを計算する。
(航空賃) 第11条　航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1)　搭乗に要する運賃 (2)　座席指定料金 (3)　前2号に掲げる費用に付随する費用	(航空賃) 第15条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

改正後	改正前
2　前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものにより移動するときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。	
（車賃） 第12条　車賃は、公務について自家用の自動車を利用する移動に要する費用とし、その額は、１キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の運賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。	（車賃） 第16条　車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の運賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。
2　略	2　略 3　路程中定期バス、軌道その他料金の定めのあるものについては、第1項の規定にかかわらず、その定額料金を支給する。ただし、乗車しないときは、この限りでない。
（その他の交通費） 第13条　その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自家用の自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1)　道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃 (2)　道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 (3)　前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用 (4)　前3号に掲げる費用に付随する費用	
第3節　宿泊費等	
	（日当） 第17条　日当の額は、別表第1の定額による。 2　前項に規定する道内旅行の日当のうち市長が別に定める近郊地域への旅行に係る日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に

改正後	改正前
	より宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。 3　第1項に規定する道内旅行の日当のうち市長が別に定める近隣地域への旅行に係る日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。
（宿泊費） 第14条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して市長が別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。	（宿泊料） 第18条　宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。
（包括宿泊費） 第15条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費（第12条に規定する車賃を除く。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額を上限とした実費額の合計額とする。	
（宿泊手当） 第16条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円とする。ただし、外国旅行にあっては一夜当たり5,400円を超えない範囲内で、市長が別に定める額とする。 2　宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。 (1)　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項に定める額の3分の2の額 (2)　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項に定める額の3分の1の額 3　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項に定める額とする。ただし、当該移動により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。 4　旅行者が、旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る宿泊	

改正後	改正前
手当は支給しない。	
	第19条　削除
第4節　転居費等	
(転居費) 第17条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、次に掲げる額から、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他公費による支給が適当でないものとして規則で定める費用を除いた額とする。	(移転料) 第20条　移転料の額は、次の各号に掲げる額による。
(1)　運送業者が家財の運送を行う場合(複数の運送業者に見積をさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択する場合に限る。)には、当該運送に要する額	(1)　赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転の路程に応じた別表第2による定額
(2)　旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額	(2)　赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
(3)　旅行者が宅配便又は自家用の自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額(当該額が第1号の額を超えるときは同号の額)	(3)　赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
	2　前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
(着後滞在費) 第18条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。	(着後手当) 第21条　着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。
(家族移転費) 第19条　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。	(扶養親族移転料) 第22条　扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。
(1)　赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額	(1)　赴任の際扶養親族を随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額
	ア　12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当

改正後	改正前
	の3分の2に相当する額 イ　12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額 ウ　6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
(2)　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額	(2)　前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。 (3)　第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。	2　職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 (在勤地内における赴任の旅費) 第22条の2　職員が、配置替その他の事由により特に命を受け、在勤地内において住居を移転した場合には、車賃、日当及び別表第2の鉄道50キロメートル未満の移転料定額の3分の1(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1)に相当する旅費を支給する。 (在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費) 第22条の3　在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。 (1)　鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条及び第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃 (2)　前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

改正後	改正前
	（食卓料） 第22条の4　食卓料の額は、別表第1の定額による。 2　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。
第5節　その他の種目 （渡航雑費） 第20条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。 （死亡手当） 第21条　死亡手当は、職員の死亡（第3条第2項第5号の規定に該当する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。 2　第23条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。	
第3章　雑則 （退職者等の旅費） 第22条　略	（退職者等の旅費） 第23条　略
（遺族の旅費） 第23条　略	（遺族の旅費） 第24条　略
	第3章　外国旅行の旅費 （本邦通過の場合の旅費） 第25条　外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。 （鉄道賃） 第26条　鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）として現に支払った実費額による。 （船賃） 第27条　船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及びさん

改正後	改正前
	橋賃を含む。)及び寝台料金として現に支払った実費額による。 (航空賃及び車賃) 第28条　航空賃及び車賃の額は、旅客運賃として現に支払った実費額による。 (日当、宿泊料及び食卓料) 第29条　日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第3の定額による。 (支度料) 第30条　支度料の額は、旅行期間に応じた別表第3の定額による。 2　外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。 (旅行雑費) 第31条　旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。 (退職者等の旅費) 第31条の2　第23条(第2号を除く。)の規定は、第3条第2項第4号の規定により支給する旅費について準用する。 (死亡手当) 第32条　死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第3の定額による。 2　第24条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 第4章　雑則
(旅費の支給額の上限) 第24条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 2　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊	

改正後	改正前
手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
(旅費の調整) 第25条　任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。	(旅費の調整) 第33条　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、その支給すべき旅費額を制限して支給することができる。 (1)　旅行者が市備付けの車両等を利用し、又は料金を必要としない交通機関を利用して旅行した場合 (2)　旅行者が料金を必要としない宿泊施設を利用して旅行した場合 (3)　調査、視察、研究、入学、研修その他これに類する用務のため旅行する場合 (4)　前3号によるもののほか、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合
2　略	2　前項第3号の場合において、研修機関等の宿泊施設を利用する旅行における日当及び宿泊料は、別表第4に定める額とする。 3　略 4　自動車運転業務に従事する職員が本務として運転を行ったときで次の各号に該当する場合における日当は、当該各号に定めるところによる。ただし、宿泊した場合は、この限りでない。 (1)　市内における旅行については、日当は支給しない。 (2)　市外に及ぶ旅行のうち1日について引き続き運転を行った時間(旅行先における待時間を含む。次号において同じ。)が5時間未満である場合(50キロメートルを超える運転を行った場合を除く。)には、日当は支給しない。 (3)　市外に及ぶ旅行のうち1日について引き続き運転を行った時間が5時間以上8時間未満である場合(50キロメートルを超える運転を行った場合を除く。)には、800円を支給する。
(旅費の特例) 第26条　略	(旅費の特例) 第34条　略
(旅費の返納)	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第27条　支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。
2　旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
3　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）
第28条　略</td><td>

改正後	改正前

鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000円	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000円	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000円	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円	324,000円

別表第3(第29条、第30条及び第32条関係)

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	支度料			死亡手当
				旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
支給額	円 5,400	円 16,700	円 6,400	円 86,240	円 104,720	円 123,200	円 640,000

別表第4(第33条関係)

区分	日当(1日につき)	宿泊料(滞在期間合計額)
道内	別表第1に定める道内日当額の2分の1に相当する額	研修機関等の指定する寮費、諸雑費及びこれに準ずる費用のうち、市長が必要と認めるものの実費額
道外	別表第1に定める道外日当額	

備考　研修機関等に到着した日の翌日から当該研修機関等を出発する日の前日までの滞在期間が30日を超える場合の日当は、第8条の規定を適用する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の北広島市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第２号

北広島市印鑑条例の一部を改正する条例について

北広島市印鑑条例（昭和４９年広島町条例第３８号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市印鑑条例の一部を改正する条例

北広島市印鑑条例(昭和49年広島町条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録の印鑑) 第4条　略 2　略 3　前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。	(登録の印鑑) 第4条　略 2　略 3　前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
(登録事項) 第5条　市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(7)　略 2　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。	(登録事項) 第5条　市長は、印鑑登録票を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(7)　略 2　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録票は、磁気ディスクをもって調製することができる。
(印鑑登録証の再交付) 第7条　略 2　略 3　市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、印鑑登録証を交付する。 4　略	(印鑑登録証の再交付) 第7条　略 2　略 3　市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、印鑑登録証を交付する。 4　略
(印鑑登録証明書の交付) 第8条　略 2　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項(同	(印鑑登録証明書の交付) 第8条　略 2　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務

改正後	改正前
法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を使用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を使用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
3　略	3　略
4　市長は、第1項又は第2項の規定による申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、印鑑登録証明書を交付する。	4　市長は、第1項又は第2項の規定による申請があったときは、印鑑登録票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、印鑑登録証明書を交付する。
(印鑑登録証明書) 第9条　印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターで打ち出したものを含む。以下この条において同じ。)による証明とする。	(印鑑登録証明書) 第9条　印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し(印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターで打ち出したものを含む。以下この条において同じ。)による証明とする。
2　略	2　略
3　印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影の写しのほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(3)　略 (4)　印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨	3　印鑑登録証明書には、印鑑登録票に登録されている印影の写しのほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(3)　略 (4)　印鑑登録票に登録されている印影の写しに相違ない旨
(記載事項の修正) 第11条　略	(記載事項の修正) 第11条　略
2　市長は、前項の届出があったとき、又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを確認したときは、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。	2　市長は、前項の届出があったとき、又は印鑑登録票に登録されている事項に変更があることを確認したときは、当該事項について印鑑登録票を修正するものとする。
3　略	3　略
(印鑑登録の抹消) 第12条　略	(印鑑登録の抹消) 第12条　略
2　市長は、印鑑登録の廃止の申請があったとき、又は印鑑登録証の亡失の届出があったときは、当該登録を抹消するものとする。	2　市長は、印鑑登録の廃止の申請があったとき、又は印鑑登録証の亡失の届出があったときは、当該登録をまっ消するものとする。

改正後	改正前
（閲覧の禁止） 第13条　印鑑登録原票、印鑑登録又は証明に関する書類（磁気ディスクに記録したものにあっては、その記録を含む。）は閲覧に供しない。	（閲覧の禁止） 第13条　印鑑登録票、印鑑登録又は証明に関する書類（磁気ディスクに記録したものにあっては、その記録を含む。）は閲覧に供しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第３号

北広島市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する
条例について

北広島市上下水道事業経営審議会条例（令和２年北広島市条例第３号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

下水道事業に係る計画の策定にあたり、委員の任期の整理をするため、所要の改正を行うものです。

北広島市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

北広島市上下水道事業経営審議会条例(令和2年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 (施行期日) 1　略 (北広島市水道事業経営審議会条例及び北広島市下水道事業審議会条例の廃止) 2　略 (委員の任期の特例) 3　令和9年6月30日において審議会の委員である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。	附　則 (施行期日) 1　略 (北広島市水道事業経営審議会条例及び北広島市下水道事業審議会条例の廃止) 2　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４０年広島村条例第４号）第３条の規定により議会の議決を求める。

記

１	名称及び数量	舞台吊物機構操作盤・制御盤及び周辺機器一式
２	取得予定価格	５６，１５６，７６０円（うち消費税及び地方消費税５，１０５，１６０円）
３	契約の相手方	北広島市中央３丁目７番地１第６ニュー大谷ビル２Ｆ つうけんビジネス株式会社　北広島営業所 所長 高橋　明郎

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

芸術文化ホールの舞台吊物機構操作盤・制御盤及び周辺機器を更新するものです。

別記様式1

入札(~~見積~~)執行状況調書

1．入札(告示)番号　　北広教芸第159号

2．件名　　北広島市芸術文化ホール舞台吊物機構操作盤・制御盤借上

3．入札(~~見積~~)年月日　　令和8年8月21日

4．入札(見積)場所　　北広島市芸術文化ホール2階市民企画室

5．入札(~~見積~~)の結果

業者名	代理人	第1回目		第2回目		第3回目		第4回目		第5回目	
中道リース株式会社		63,600,000	3								
NTT・TCリース株式会社 北海道支店		入札辞退									
つうけんビジネス株式会社 北広島営業所		51,051,600	1	落札							
株式会社アシスト		59,080,000	2								
有限会社北広島富貴堂		入札辞退									

※当該金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

入札(見積)書記載価格	51,051,600 円
消費税	5,105,160 円
契約金額	56,156,760 円

落札(~~決定~~)業者　　つうけんビジネス株式会社　北広島営業所

議案第５号

令和８年度北広島市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度北広島市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３４４，８１２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３６，０８３，８４４千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,656,810	23,478	7,680,288
	2 国庫補助金	3,421,398	23,478	3,444,876
17 道支出金		2,453,404	5,721	2,459,125
	2 道補助金	596,124	5,721	601,845
19 寄附金		1,102,330	1,590	1,103,920
	1 寄附金	1,102,330	1,590	1,103,920
20 繰入金		1,397,434	105,920	1,503,354
	1 基金繰入金	1,397,434	105,920	1,503,354
21 繰越金		129,675	175,053	304,728
	1 繰越金	129,675	175,053	304,728
22 諸収入		961,281	33,050	994,331
	5 雑入	220,876	33,050	253,926
歳　入　合　計		35,739,032	344,812	36,083,844

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,737,828	64,969	2,802,797
	2 企画費	1,661,693	61,707	1,723,400
	3 徴税費	120,703	2,436	123,139
	5 選挙費	3,215	826	4,041
3 民生費		12,079,100	219,647	12,298,747
	1 社会福祉費	4,897,010	58,145	4,955,155
	2 児童福祉費	4,505,546	160,666	4,666,212
	4 生活保護費	980,281	836	981,117
5 農林水産業費		151,304	921	152,225
	1 農業費	139,908	921	140,829
6 商工労働費		374,523	9,496	384,019
	1 商工費	357,437	9,496	366,933
7 土木費		8,072,200	39,517	8,111,717
	2 道路橋梁費	2,915,731	39,517	2,955,248
8 消防費		475,680	1,560	477,240
	1 消防費	475,680	1,560	477,240
9 教育費		2,778,000	8,702	2,786,702
	1 教育総務費	627,315	800	628,115
	3 中学校費	270,548	1,490	272,038
	4 社会教育費	477,066	3,547	480,613
	5 保健体育費	1,003,809	2,865	1,006,674
歳出合計		35,739,032	344,812	36,083,844

第2表　繰越明許費補正

（追加）　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
6　商工労働費	1　商工費	観光推進事業	9,400

第3表　債務負担行為補正

（追加）　（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
総合内部情報システム（グループウェア）借上	令和8年度から 令和12年度まで 5年間以内	16,983
公立保育園給食調理業務委託	令和8年度から 令和11年度まで 4年間以内	157,836
指定ごみ袋作製業務委託	令和8年度から 令和9年度まで 2年間以内	68,312

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（一般会計補正予算第３号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
16 国庫支出金	7,656,810	23,478	7,680,288
17 道支出金	2,453,404	5,721	2,459,125
19 寄附金	1,102,330	1,590	1,103,920
20 繰入金	1,397,434	105,920	1,503,354
21 繰越金	129,675	175,053	304,728
22 諸収入	961,281	33,050	994,331
歳　　入　　合　　計	35,739,032	344,812	36,083,844

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
2 民生費国庫補助金	305,784	1,000	306,784	1 社会福祉費補助金	1,000	介護保険事業費補助金	1,000
8 地方創生臨時交付金	0	22,478	22,478	1 地方創生臨時交付金	22,478	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	22,478
計	3,421,398	23,478	3,444,876				

17款 道支出金

2項 道補助金

1 総務費道補助金	11,136	3,600	14,736	2 企画費補助金	3,600	ＵＩＪターン新規就業支援事業補助金	3,600
2 民生費道補助金	279,418	1,200	280,618	1 社会福祉費補助金	1,200	福祉灯油特別対策事業費補助金（地域づくり総合交付金）	1,200
4 農林水産業費道補助金	50,738	921	51,659	1 農業費補助金	921	麦類生産技術向上事業補助金	921
計	596,124	5,721	601,845				

19款 寄附金

1項 寄附金

3 民生費寄附金	1,001	290	1,291	1 社会福祉費寄附金	290	地域福祉基金寄附金	290
6 教育費寄附金	4	1,300	1,304	1 教育総務費寄附金	800	図書購入費寄附金	300
						学校教育振興基金寄附金	500
				2 社会教育費寄附金	500	生涯学習振興基金寄附金	500
計	1,102,330	1,590	1,103,920				

20款 繰入金

1項 基金繰入金

3 北海道ボールパーク基金繰入金	178,067	1,907	179,974	1 北海道ボールパーク基金繰入金	1,907	北海道ボールパーク基金とりくずし	1,907
12 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	402,260	55,000	457,260	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	55,000	まち・ひと・しごと創生基金とりくずし	55,000
14 財政調整基金繰入金	500,000	49,013	549,013	1 財政調整基金繰入金	49,013	財政調整基金とりくずし	49,013
計	1,397,434	105,920	1,503,354				

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	129,675	175,053	304,728	1 繰越金	175,053	前年度繰越金	175,053

21 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
計	129,675	175,053	304,728				

22款 諸収入
5項 雑入

3 雑入	220,866	33,050	253,916	7 過年度収入	33,050	生活保護費国庫負担金	8,506
						障害児施設給付費道費負担金	1,437
						障害者自立支援給付費国庫負担金	17,256
						障害者自立支援給付費道費負担金	3,319
						児童扶養手当給付費国庫負担金	557
						未熟児養育医療国庫負担金	827
						低所得者保険料軽減国庫負担金	39
						低所得者保険料軽減道費負担金	24
						児童手当道費負担金	23
						生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	1,062
計	220,876	33,050	253,926				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,737,828	64,969	2,802,797	3,600	0	56,907	4,462
3 民生費	12,079,100	219,647	12,298,747	24,678	0	290	194,679
5 農林水産業費	151,304	921	152,225	921	0	0	0
6 商工労働費	374,523	9,496	384,019	0	0	0	9,496
7 土木費	8,072,200	39,517	8,111,717	0	0	0	39,517
8 消防費	475,680	1,560	477,240	0	0	0	1,560
9 教育費	2,778,000	8,702	2,786,702	0	0	1,300	7,402
歳出合計	35,739,032	344,812	36,083,844	29,199	0	58,497	257,116

歳出

2款 総務費

2項 企画費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明		
				特定財源				区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他						
1 企画総務費	1,139,320	61,707	1,201,027	道支出金 3,600	0	繰入金 56,907	1,200	8 旅費	582	ＵＩＪターン新規就業支援事業		4,800
								18 負担金補助及び交付金	61,125	負担金補助及び交付金	4,800	
										補助金・助成金・賛助金	4,800	
										ボールパーク構想推進事業		1,907
										旅費	582	
										負担金補助及び交付金	1,325	
										補助金・助成金・賛助金	1,325	
										地域活性化政策補助事業		55,000
										負担金補助及び交付金	55,000	
										補助金・助成金・賛助金	55,000	
計	1,661,693	61,707	1,723,400	道支出金 3,600	0	繰入金 56,907	1,200					

2款 総務費

3項 徴税費

1 賦課徴収費	120,703	2,436	123,139		0		2,436	12 委託料	2,436	賦課徴収経費		2,436
										委託料	2,436	
										各種電算処理等委託	2,436	
計	120,703	2,436	123,139		0		2,436					

2款 総務費

5項 選挙費

1 選挙管理委員会費	3,215	826	4,041		0		826	22 償還金利子及び割引料	826	選挙管理委員会運営経費		826
										償還金利子及び割引料	826	
計	3,215	826	4,041		0		826					

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,492,990	26,244	1,519,234	国庫支出金 22,478	0	寄附金 290	2,276	10 需用費	42	福祉行政経費		290
								11 役務費	312	積立金	290	
				道支出金 1,200				19 扶助費	25,600	福祉灯油特別対策事業		25,954
								24 積立金	290	需用費	42	
										役務費	312	
										扶助費	25,600	
2 高齢福祉費	85,274	1,500	86,774	国庫支出金 1,000	0		500	18 負担金補助及び交付金	1,500	介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業		1,500
										負担金補助及び交付金	1,500	
										補助金・助成金・賛助金	1,500	
3 障がい福祉費	3,171,066	30,401	3,201,467		0		30,401	22 償還金利子及び割引料	30,401	障がい福祉サービス等事業		5,799
										償還金利子及び割引料	5,799	

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
障がい福祉費										自立支援医療給付事業（更生医療・育成医療）	21,588
										償還金利子及び割引料	21,588
										医療的ケア児・者受入促進事業	3,014
										償還金利子及び割引料	3,014
計	4,897,010	58,145	4,955,155	国庫支出金 23,478 道支出金 1,200	0	寄附金 290	33,177				

3款 民生費
2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,795,307	151,473	2,946,780		0		151,473	22 償還金利子及び割引料	151,473	保育所運営経費	13,074
										償還金利子及び割引料	13,074
										教育・保育施設給付事業	133,313
										償還金利子及び割引料	133,313
										子育てのための施設等利用給付事業	5,086
										償還金利子及び割引料	5,086
4 児童措置費	960,250	9,193	969,443		0		9,193	22 償還金利子及び割引料	9,193	児童手当支給事業	9,193
										償還金利子及び割引料	9,193
計	4,505,546	160,666	4,666,212		0		160,666				

3款 民生費
4項 生活保護費

2 扶助費	953,029	836	953,865		0		836	22 償還金利子及び割引料	836	生活保護費等支給事業	836
										償還金利子及び割引料	836
計	980,281	836	981,117		0		836				

5款 農林水産業費
1項 農業費

2 農業振興費	130,422	921	131,343	道支出金 921	0			18 負担金補助及び交付金	921	麦類生産技術向上事業	921
										負担金補助及び交付金	921
										補助金・助成金・賛助金	921
計	139,908	921	140,829	道支出金 921	0						

6款 商工労働費
1項 商工費

3 観光振興費	54,532	9,496	64,028		0		9,496	10 需用費	96	観光推進事業	9,496

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
観光振興費								18 負担金補助及び交付金	9,400	需用費 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	96 9,400 9,400
計	357,437	9,496	366,933		0		9,496				

7款 土木費
2項 道路橋梁費

1 道路維持費	756,928	39,517	796,445		0		39,517	10 需用費 15 原材料費	37,000 2,517	市道維持管理経費 需用費 原材料費	39,517 37,000 2,517
計	2,915,731	39,517	2,955,248		0		39,517				

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	428,716	1,560	430,276		0		1,560	10 需用費	1,560	常備消防経費 需用費	1,560 1,560
計	475,680	1,560	477,240		0		1,560				

9款 教育費
1項 教育総務費

3 教育振興費	541,596	800	542,396		0	寄附金 800		10 需用費 24 積立金	300 500	教育振興経費 積立金 学校図書館活用事業 需用費	500 500 300 300
計	627,315	800	628,115		0	寄附金 800					

9款 教育費
3項 中学校費

2 教育振興費	73,951	1,490	75,441		0		1,490	18 負担金補助及び交付金	1,490	全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	1,490 1,490 1,490
計	270,548	1,490	272,038		0		1,490				

9款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	21,212	500	21,712		0	寄附金 500		24 積立金	500	社会教育経費 積立金	500 500

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
6 文化施設維持管理費	131,298	3,047	134,345		0		3,047	10 需用費	3,047	文化施設維持管理経費 3,047 需用費 3,047
計	477,066	3,547	480,613		0	寄附金 500	3,047			

9款 教育費
5項 保健体育費

5 中学校給食運営費	416,080	2,865	418,945		0		2,865	10 需用費	2,865	中学校給食運営経費 2,865 需用費 2,865
計	1,003,809	2,865	1,006,674		0		2,865			

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限 度 額	前年末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
						特　定　財　源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国(道)支出金	地方債	その他	
総合内部情報システム(グループウェア)借上	16,983	－	－	令和8 ～ 令和12	16,983				16,983
公立保育園給食調理業務委託	157,836	－	－	令和8 ～ 令和11	157,836				157,836
指定ごみ袋作製業務委託	68,312	－	－	令和8 ～ 令和9	68,312			68,312	0

議案第６号

令和８年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，６７５千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，８９０，７４９千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		509,861	670	510,531
	2 基金繰入金	1,636	670	2,306
6 繰越金		1	4,005	4,006
	1 繰越金	1	4,005	4,006
歳入合計		5,886,074	4,675	5,890,749

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		4,000	4,675	8,675
	1 償還金及び還付加算金	4,000	4,675	8,675
歳出合計		5,886,074	4,675	5,890,749

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（国民健康保険事業特別会計補正予算第１号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3 繰入金	509,861	670	510,531
6 繰越金	1	4,005	4,006
歳　　入　　合　　計	5,886,074	4,675	5,890,749

歳入

3款 繰入金

2項 基金繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	1,636	670	2,306	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	670	国民健康保険事業財政調整基金とりくずし	670
計	1,636	670	2,306				

6款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1	4,005	4,006	1 繰越金	4,005	繰越金	4,005
計	1	4,005	4,006				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 諸支出金	4,000	4,675	8,675	0	0	4,675	0
歳出合計	5,886,074	4,675	5,890,749	0	0	4,675	0

歳出

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2 道負担金返還金	0	4,675	4,675		0	繰入金 670 繰越金 4,005		22 償還金利子及び割引料	4,675	保険給付費等交付金返還金 償還金利子及び割引料	4,675 4,675
計	4,000	4,675	8,675		0	繰入金 670 繰越金 4,005					

議案第７号

令和８年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７５，５００千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，５５４，３７４千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,196,618	5,898	1,202,516
	2 国庫補助金	307,719	5,898	313,617
3 支払基金交付金		1,397,647	3,557	1,401,204
	1 支払基金交付金	1,397,647	3,557	1,401,204
4 道支出金		777,693	3,241	780,934
	2 道補助金	67,684	3,241	70,925
7 繰越金		1	62,804	62,805
	1 繰越金	1	62,804	62,805
歳入合計		5,478,874	75,500	5,554,374

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		5,156	3,626	8,782
	1 基金積立金	5,156	3,626	8,782
6 諸支出金		1,500	71,874	73,374
	1 償還金及び還付加算金	1,500	71,874	73,374
歳出合計		5,478,874	75,500	5,554,374

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第１号)

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 国庫支出金	1,196,618	5,898	1,202,516
3 支払基金交付金	1,397,647	3,557	1,401,204
4 道支出金	777,693	3,241	780,934
7 繰越金	1	62,804	62,805
歳　　入　　合　　計	5,478,874	75,500	5,554,374

歳入

2款 国庫支出金

2項 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	59,811	2,340	62,151	2 過年度分	2,340	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	2,340
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	71,200	3,558	74,758	2 過年度分	3,558	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	3,558
計	307,719	5,898	313,617				

3款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,328,329	3,557	1,331,886	2 過年度分	3,557	介護給付費交付金	3,557
計	1,397,647	3,557	1,401,204				

4款 道支出金

2項 道補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	32,090	1,462	33,552	2 過年度分	1,462	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,462
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	35,594	1,779	37,373	2 過年度分	1,779	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	1,779
計	67,684	3,241	70,925				

7款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1	62,804	62,805	1 繰越金	62,804	繰越金	62,804
計	1	62,804	62,805				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	5,156	3,626	8,782	69	0	3,557	0
6 諸支出金	1,500	71,874	73,374	9,070	0	62,804	0
歳出合計	5,478,874	75,500	5,554,374	9,139	0	66,361	0

歳出

5款 基金積立金

1項 基金積立金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 介護給付費準備基金積立金	5,156	3,626	8,782		0	繰越金 3,626		24 積立金	3,626	介護給付費準備基金積立金 積立金	3,626 3,626
計	5,156	3,626	8,782		0	繰越金 3,626					

6款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 精算返還金	0	71,874	71,874	国庫支出金 5,898 道支出金 3,241	0	繰越金 59,178 支払基金交付金 3,557		22 償還金利子及び割引料	71,874	精算返還金 償還金利子及び割引料	71,874 71,874
計	1,500	71,874	73,374	国庫支出金 5,898 道支出金 3,241	0	繰越金 59,178 支払基金交付金 3,557					

議案第８号

令和８年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７，６８２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，４７５，４５２千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	7,682	7,683
	1 繰越金	1	7,682	7,683
歳入合計		1,467,770	7,682	1,475,452

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,451,235	7,682	1,458,917
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,451,235	7,682	1,458,917
歳出合計		1,467,770	7,682	1,475,452

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（後期高齢者医療特別会計補正予算第１号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4 繰越金	1	7,682	7,683
歳　　入　　合　　計	1,467,770	7,682	1,475,452

歳入

4款 繰越金

1項 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1	7,682	7,683	1 繰越金	7,682	繰越金	7,682
計	1	7,682	7,683				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,451,235	7,682	1,458,917	0	0	7,682	0
歳出合計	1,467,770	7,682	1,475,452	0	0	7,682	0

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,451,235	7,682	1,458,917		0	繰越金 7,682		18 負担金補助及び交付金	7,682	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	7,682 7,682 7,682
計	1,451,235	7,682	1,458,917		0	繰越金 7,682					